

# 新潟市下水道事業経営会議設置要綱

新潟市下水道部

## (設置)

第1条 新潟市下水道事業における経営方針等を協議・検討するため、新潟市下水道部に「新潟市下水道事業経営会議（以下「会議」という。）」を設置する。

## (所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について、情報共有及び協議・検討を行うものとする。

- (1) 下水道事業の経営方針に関する事項
- (2) 下水道事業の企画及び経営分析に関する事項
- (3) 下水道事業の技術基準等の審査に関する事項
- (4) 各構成員が必要と判断した下水道工事等に係る合理性、正確性などに関する事項
- (5) その他下水道事業の経営にあたり必要な事項

## (組織)

第3条 会議は、次の者をもって構成する。

- (1) 下水道部長
- (2) 下水道部の部次長、参事及び課長

## (会議の開催)

第4条 会議は、定例会及び臨時会とし、下水道部長が招集する。

- 2 定例会は、毎月第4火曜日に開催する。ただし、都合により変更又は中止することができる。
- 3 臨時会は、必要の都度開催する。
- 4 会議の議長は、下水道部長がこれにあたる。
- 5 会議は、下水道部長不在のときは開催しない。

## (議事)

第5条 会議の議事は、下水道部長を除く構成員の過半数をもって決する。ただし、下水道部長の賛同を必要とする。

### **(関係職員の出席)**

第6条 会議には、記録員として、経営企画課及び下水道計画課の課長補佐を出席させる。

2 下水道部長は、会議の所掌事務の協議・検討にあたり必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明を求めることができる。

3 第3条第2号の構成員が欠席の場合は、当該所属の課長補佐に限り代理出席することができる。

### **(部会の設置)**

第7条 下水道部長は、下水道事業の企画・調査・検討を行うため、会議の下に部会を設けることができる。

2 部会は、下水道部長より指示のあった事項について、必要な企画・調査・検討を行い、その結果を会議に報告する。

3 部会の運営に関し必要な事項は、下水道部長が別に定める。

### **(庶務)**

第8条 会議の庶務は、経営企画課において処理する。

### **(その他)**

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、下水道部長が別に定める。

### **附 則**

1 新潟市下水道技術基準審査委員会会則は廃止する。

2 この要綱は、平成28年4月18日から施行する。

### **附 則**

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

### **附 則**

### **(施行期日)**

1 この要綱は、令和8年1月28日から施行する。

### **(新潟市下水道技術連絡会議設置要綱の廃止)**

2 新潟市下水道技術連絡会議設置要綱は、廃止する。